

令和元年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和元年12月11日 午前9時02分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 陳情

陳情第12号 可児市人工芝サッカー場に関する陳情について

2. 報告事項

- (1) 可児市文化創造センター条例の一部改正について
- (2) 「可児市下水道事業の適正な使用料について」の諮問について
- (3) 可児市多文化共生推進計画（第3期）の策定について
- (4) 可児市人権施策推進指針（第3期）の策定について
- (5) 可児市青少年健全育成基本指針の策定について
- (6) 令和3年可児市成人式について
- (7) 可児市環境基本計画の改定について
- (8) 可児市子どもの読書活動推進計画（第4次）について
- (9) リニア中央新幹線の進捗状況について
- (10) 可児駅東・西自転車駐車場の料金改定について

3. 協議事項

- (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて
- (2) 今後の議会報告会について
- (3) 委員会活動スキームの進捗について

5. 出席委員（8名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 澤野 伸 | 副委員長 | 中村 悟 |
| 委員 | 伊藤 健二 | 委員 | 酒井 正司 |
| 委員 | 川上 文浩 | 委員 | 伊藤 壽 |
| 委員 | 渡辺 仁美 | 委員 | 奥村 新五 |

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

| | | |
|--------|-----|-------|
| 陳情第12号 | 陳情者 | 羽田 謙二 |
| | 陳情者 | 亀井 竜司 |
| | 陳情者 | 野村 次郎 |

8. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|------|--------|------|
| 文化スポーツ部長 | 杉山徳明 | 市民部長 | 杉山修 |
| 建設部長 | 丹羽克爾 | 水道部長 | 田中正規 |
| 文化スポーツ課長 | 各務則行 | 人づくり課長 | 桜井孝治 |
| 環境課長 | 西山浩幸 | 図書館長 | 渡辺英幸 |
| 都市計画課長 | 渡辺聡 | 管理用地課長 | 只腰篤樹 |
| 上下水道料金課長 | 須田和博 | | |

9. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------------|------|
| 議会事務局長 | 伊左次敏宏 | 議会総務課長 | 梅田浩二 |
| 議会事務局 書記 | 下園芳明 | 議会事務局 書記 | 松倉良典 |

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入らせていただきます。発言される方は、委員の方も、執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからよろしくをお願いいたします。

それでは、陳情第12号 可児市人工芝サッカー場に関する陳情についてを議題といたします。

本日は、12月3日開催の建設市民委員会で承認をいただいたとおり、陳情審査のために陳情者の羽田謙二さん、亀井竜司さん、野村次郎さんに参考人として御出席を賜りました。早朝よりありがとうございます。

それでは、参考人の方に一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、本委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。忌憚のない御意見を述べていただきたいと存じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この後10分以内を目安といたしまして御意見を述べていただいた後、委員より御質疑をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、念のために申し上げますが、参考人の方は委員長の許可を得て発言をくださいますよう、よろしくお願ひをいたします。また、参考人の方は委員に対し質疑をすることはできないこととなっておりますので、御了解のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、参考人の方に御意見を賜りたいと存じます。

○参考人（羽田謙二君） 皆さん、おはようございます。

本日はこのような場を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

私は、可児市サッカー協会の会長を仰せつかっております羽田謙二と申します。

今回の陳情に対しまして御説明をさせていただきます。

御説明をさせていただきますけれども、ちょっと一般的じゃない言葉だとか、皆さんがふだんお使いの言葉で意味が少し違うこともあるかと思ひますけれども、もしわからないことがありましたら、後で御質問いただければよろしいかと思ひますので、趣旨を説明させていただきます。

まず、表題としまして、「可児市人工芝サッカー場に関する陳情」ということですが、端的に申し上げまして、可児市に人工芝のサッカー場をつくっていただきたいというのが陳情、要望でございます。

では、どのようなものかということになりますけれども、御存じの方もおられるかもしれませんが、通常国際試合だとか公式の試合で使われているサッカーグラウンドの大きさというのは、縦105メートル、横68メートルのコートです。実際に競技をするためには、その周辺約5メートルぐらいの空間といひますか、外からボールを蹴ったりしますので、そ

ういうところが必要だというような大きさのものになります。

それから、御存じのようにグラウンドですので、いろんな仕様があります。皆さんテレビでごらんいただいているサッカー場は、Ｊリーグだとか国際試合は天然芝のグラウンド、実際の本当の草である芝のグラウンドになります。それから、小学校だとか中学校、もちろんグラウンドもありますけれども、クレーコート、土のグラウンドというのもあります。

今回、人工芝ということにこだわって御要望させていただいている理由は、いろんなことがあるんですけれども、まず使用頻度を考えますと、一番使える仕様であること。天然芝のグラウンドですと、どうしても使用の回数が限られます。天然の芝ですので、傷んできます。通常ですと、月に３回とか４回というのが大きなグラウンドになります。それから、もう一つのクレーコートですけれども、これは各所にありますし、学校もそうなんですけれども、残念ながら天候によって使えないだとか、悪い天候のときに使った後はもう使い物にならないだとか、かえって土を補充するだとか整備が必要だというようなこともあります。

今、各所でつくられておりますサッカーグラウンド、特に市町村が保持しているグラウンドというのは人工芝中心につくられております。これは、今申し上げたような使用頻度だとか、それから整備の手間、それからほかのスポーツ、サッカーに限らずいろんなものに使えるというようなことで人工芝が広く使われているというような実態です。

我々もそういうことも鑑みまして、人工芝サッカー場をぜひつくっていただきたいという要望を出した次第でございます。

今まで市長にもお願いをしたりいろんなことをしてまいりました。要望書も出させていただきました。それから、可児市を中心としまして署名活動もさせていただきました。平成29年に署名活動をさせていただきました、その結果を市長のほうに御提出をいたしました。結果としましては可児市民約1万5,000名、それからこの周辺で可児市とともにサッカーをやっていたらいる仲間の方からもいただきまして、合計で約3万人の署名をいただきました。これは平成29年に活動したお話です。

それから、サッカー場を何とかしようということを皆様方にも考えていただいています、ふるさと応援寄附金、そこにもサッカー場整備という項目をつくっていただきまして、ここへの寄附金といいますか、ふるさと納税も昨年度は1,000万円を超える寄附金が集まっております。それだけ期待値は高いというふうに御理解いただいてもよろしいのかと思います。

それから、可児市のサッカーの状況ですけれども、下は少年、もっと小さい子供もたくさん今サッカーにいそしんでおります。成績としましては、小学校はスポーツ少年団を中心に県大会、全国大会への出場、それから中学校も、学校では帝京大学可児中学校、ここが一番強いんですけれども、全国大会へ出ている経験もあります。それからFCVという中学生を中心にしたクラブチームがあるんですけれども、ここも県代表として東海大会へ出場するレベルであります。それから、高校は御存じのように、帝京大学可児高等学校は全国大会への常連校でありますし、社会人もNK可児というチームがあります。ここは、今、岐阜県社会人リーグの1位、トップに君臨しているチームでございます。

こういうレベルの高いチームがかく可児市を出て、岐阜県を出て、東海地方を出て試合をしようとしますと、どうしてもホーム・アンド・アウェーというやり方がありまして、自分の地元で試合をする、それから相手の地元へ行って試合をするということをやるんですけども、残念ながら可児市のチームが可児市で試合ができる環境がないというのが今の実情でございます。例えば多目的ということでKYBスタジアムなんかをお借りしてサッカーをやるんですけども、残念ながら冒頭に申し上げたフルコートの大きさはとれないのが実情です。ですので、本格的な大会にはちょっと使えないというようなこともございます。そういうことを目指している子供たち、それから実際にやっている中学生、高校生、社会人、それから昨今はシニアサッカーというのも結構盛んになっておりまして、50代、60代の方々がいろんな場所でサッカーを楽しんでおります。

そういうこともありまして、ぜひそういうことができる環境をつくりたいというお願いでございます。

我々、月に1度、KYBスタジアムをお借りして、エンジョイリーグというサッカーの好きな方が集まって遊んでいただくというようなことをやっておりますけれども、既に毎回200人近い方々が参加をいただいております。本当に小さいお子さんから、最近では女性の 카테고리もつくりまして、女性の方も参加をいただいているような状況です。女性の方は特にそうだと思うんですけども、土のグラウンドだとどうしてもということですね。当然雨が降れば汚れるということもあって、人工芝のグラウンドを、ということもおっしゃっていただいている方もおられます。

そのような背景から、今回ぜひこの可児市に人工芝のサッカーグラウンドをつくっていただきたいということで陳情書を出させていただきました。

以上、私からの御説明になります。ありがとうございました。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございました。

それでは、参考人に対する質疑を行います。

どなたか御質問がある委員の方。

○委員（川上文浩君） それでは、ちょっと質問させていただきます。

市長公約ということで、前々期当初の市長選挙のときで、Jリーグができるサッカーコートということでぶち上げられたので、さすがに何遍も豪語するのはちょっと厳しいかなあというところがあるんですけども、現在、今まで私もここまでのいろいろ話を聞いてきて、例えば塩河のグラウンドでどうだろうと、これもなかなかやはり下が調整池になっているのでちょっと難しいとか、いろんな話が出て潰れ、出て潰れということだったんですけども、やはり場所的にいうと、坂戸あたりの計画をちょっとされていたと思うんですけども、まだちょっと予算執行に至っていませんが、計画的には出ていると思うんですけども、そういう意味では坂戸のグラウンドというのの期待値はどれぐらいお持ちなんですか。

○参考人（羽田謙二君） そのお話は市長も御発言されていまして、我々も坂戸のグラウンドというようなことをお聞きしました。

私たちが今の可児市の状況でどこでと言われると、やはり坂戸のグラウンドが一番いいんではないかというふうに考えています。

それは、当然先ほど申し上げた広さも十分ありますし、それからつくったグラウンドをサッカーだけではなくていろんな競技に使うということを考えますと、やはり運動公園の中ですから一番いいのではないかというようなこともあります。

また、ナイター設備も当然ついておりますし、そこが一番ベストではないかというふうに私たちも思っています。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言。

○委員（渡辺仁美君） ありがとうございます。

私も長男、次男ともに市内小学校のクラブチームで育成をしていただいて、本当にいまだにそのころのコーチの方とは触れ合ったりしているようですし、成人しましてもフットサルなどをすごく楽しんでいるようです。そういったすごい裾野が広がっていると考えますので、そういった方々の声を一つにするとやはり実現が望ましい。実は、私自身もアウエーのところに、岐阜県で一番近いところで関市でしたので、そこまで送迎をしながら雪の日とかも連れていったりしたそういう思い出がありますし、豚汁などもつくってすごい今イメージするだけでもすごい数の方がその3万人の署名の中にいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、お聞きしたいことは、やっぱりその3万人の署名をされた、中心に集められた方々はそういった方なんでしょうか。それを求めていらっしゃる方というのは、今現在プレーをされている方中心に、例えば父兄であるとか、そういった方々も署名活動をされたんでしょうかということをお尋ねします。

○参考人（羽田謙二君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり当然競技をやっているメンバーもそうですけれども、その御父兄の方々、それから指導者の方々、皆さんから署名はいただいています。特に、今お話しいただいたように、御父兄の方が熱心に活動していただきまして、あれだけの数の署名が集まったというのは実際でございます。

○委員（川上文浩君） ちょっと大変失礼な質問になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思うんですが、可児市では多額の税金を使って文化創造センター アーラという文化施設をつくって、これは本当に稼働率も非常に高く、評価も高い施設になった。KYBスタジアムも、これも多額の税金を使ってすばらしい施設ということで、稼働率も非常にこの辺ではトップクラスの稼働率を持つ球場になっていると。野球場ではないというあれですが、多目的に使えるということでスタジアムということですけども、サッカーでそういった人工芝のものを整備した場合に、やはり稼働率とか使用率というものが物すごく重要になってくるんですね。そういった意味では、その整備したときに稼働率や使用率を上げるための努力というものは協会の方々を中心にしてやっていただいて、みんなが使える、みんなが使いやすい、そして機能的にもいいものにしていかなきゃいけないと思いますんで、その辺の何か策というか、思いみたいなものがあったら教えていただければというふうに思いますし、

やはりそのところを上げていくというのが僕は大切だなあというふうに思っていますので。

○参考人（羽田謙二君） 最初の説明でも少し申し上げましたけれども、サッカーのホーム・アンド・アウェーという考えからいきますと、今、可児市を出て競技をしているチームは当然ホームの試合をそこでやることになりまして、それから、私は可児市サッカー協会会長をやっているんですけども、あわせて日本サッカー協会の岐阜県中濃のサッカー協会の仕事もちょっとさせていただいてまして、例えば中濃地区のリーグでも今なかなかホーム・アンド・アウェーという考え方ができないものですから、当然可児市のチームは持っていませんし、御存じのように、今、八百津町の蘇水公園グラウンドだとか、それから郡上市美並町のまん真ん中グラウンドだとか、最近人工芝になったグラウンドがあるんですけども、あそこを中心にリーグだとか大会が回っているというのが実情です。その協会の中でも話が出るのは、可児市ではできませんかということをおっしゃると思いますので、そういう面から考えますと需用はかなりあって、できるんですよと言え、すぐにでもやりたいというのが実際のところでございます。

それから、先ほどKYBスタジアムというお話が出ましたが、KYBスタジアムの使用はかなり高い使用率だと思うんですけども、そのうち、ちょっと私も数字をはっきり覚えていませんけれども、かなりの割合でサッカーが使わせていただいているところもあると思いますので、それを考えると、サッカーだけではなくいろんなスポーツが使えるという面も含めまして、かなりの使用率というか、ひょっとしたら抽せんになるぐらいの状況になるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（酒井正司君） 市長公約で、市長が当選されて、私どもも非常に気にはして、ただこれは1回目の選挙のときには表に出ましたが、それ以後は出ていません。というのは、ちょっと厳しいことを申し上げますが、いろんな市民からの要望を公平に私どもは審議して、実現に向けての努力をするのが議会ですが、例えば体育館が欲しいというお話がありますし、以前は市民病院が欲しいというお話もありました。これも深刻なシビアな問題かと思うんですが、公平ということになると、初期投資と、今ありましたランニングコストの話があるんですが、実は私、前期まで監査委員という立場におりまして、市の財政状況を見たときに、現状のインフラ、施設を維持するだけで非常に厳しい現状であり、さらに厳しくなるという見通しでございます。そういう意味からいいますと、どれだけイニシャルコストを抑えてランニングコストを抑えて市民に広く利便性という、あるいは市という名前の高揚にもつながるかと思っておりますので、なかなか数値的にあわせられない部分があるんで非常に難しいところがあるんですが、まず市の現状及び将来の財政状況を御理解いただきたいという、ちょっと厳しいことを申し上げますが、そこがあるので、関市さん、笠松町さんにあるわけですが、将来の維持管理、イニシャルコスト、最初の工事費、この辺に何か、何を削ってということまでは申しませんが、何かそういう少しでも安く建設できるというような、あるいはそういう事例がよそにあるよというようなことがあればお聞かせいただけるとありがたいんですが。

○参考人（羽田謙二君） これは当然皆さん御存じの方もおられると思いますけれども、例えば八百津町の蘇水公園のグラウンド、あそこはサッカー協会の援助だとか、それから t o t o というサッカーくじの援助を申し込んで受けております。恐らく、私もしっかりした金額は聞いておりませんが、3分の2ぐらいはその援助金を使ってつくられたのではないかと思います。そういう方法も当然、私たちがつくるわけじゃないですけども、そういうこともできるというふうに思いますし、それから当初市長が公約のときにお話しされた J リーグができるというお話があったんですけども、これは非常に大変な競技場になりますので、我々現在の状況では、そこまでのグラウンドはちょっとおっしゃるように難しいと思います。何万人収容というのが条件になっていますので、それだけのものではなくて、公式戦ができるグラウンドが欲しいというレベルで何とか実現がしたいというのが今の状況です。

したがって、その周辺の機器、周辺の部分、スタンドだとか、場合によってはフィッティングルームだとかシャワールームの大きいやつだとかという、そういうところまでは今もう要望の範囲ではなくて、国際試合ができる大きさがきちんととれる人工芝のグラウンドというところにしていただければ、かなり J リーグができるというところから比べれば費用は抑えられるのではないかとこのように思っております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいか。

○委員（伊藤健二君） 1つだけお聞きします。

今、J リーグじゃなくても公式戦ができる。条件は2点ある。1つは大きさ、広さの問題。もう一つは人工芝でということでしたね。

そういう可能性で考えると、今、可児市で別に進行している多目的公園というのがあります。土田の渡にある部分ですが、ここで今ほぼ外枠が固まりまして工事も進んでおりますが、令和3年3月に若干おくれてでき上がる予定ですが、ここで使うグラウンドというのは今おっしゃった大きさとの関係では適合性はあるのでしょうか。あるいはそういうサイズ的には足りている、最小限度の広さに足りているかどうかというのは、何か情報をお持ちでしょうか。

今、芝生の予定はないんですよね。子供たち用のミニサイズのほうが一部芝になるという話は聞いております。たまたま私も土田に今住んでいるので。

○参考人（羽田謙二君） 恐らく、ちょっと私も図面をしっかりと見たわけではないんですけども、私が申し上げた105メートル掛ける68メートルは入るんだと思うんですけど、周辺がかなり窮屈というか狭い状態にならないかというふうに思います。

それから、もう一つ、あそこは多分ナイター施設がないんですかね。そうすると、特に冬場はもうほとんど使う時間が限られてしまうということもありますし、何度も申し上げていきますけど、やっぱり人工芝のグラウンドじゃないと、ちょっと使い込めないというところがちょっと懸念しております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

[挙手する者なし]

よろしかったですか。

それでは、発言もないようでございますので、これにて質疑を終結させていただきます。

本日は、貴重な御意見を述べていただき、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

本委員会といたしましては、本日いただいた御意見を参考に、委員会で十分な議論をさせていただきたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時27分

再開 午前9時28分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の委員会には、傍聴を御希望される方がお見えですので許可をいたしましたので、御報告させていただきます。

これより可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を行っていただきたいと存じますが、本陳情は市への提言を求めるものであります。今定例会中に市への提言として最終日に委員会発案をする場合には採択、この陳情に対して特に今後は何も行わないという場合は不採択、もしくは今定例会では結論を出さずに、今後委員会としてこの陳情の調査・研究を行い、結果次第によっては次期定例会で意見書を提出するという場合もございます。そういった場合につきましては、聞きおきという形をとりまして、継続的に調査・研究をやっているということ踏まえまして、この選択肢を踏まえまして自由討議を行いたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、御意見もないということですので、そのようにさせていただきます。

それでは、御発言のある方。

○委員（川上文浩君） この陳情に関して、今、委員長がおっしゃったのは、採択をして議会としての決議ではなくて、提言ではなくて、何を。そこだけちょっと。

○委員長（澤野 伸君） 済みません。

こちらは陳情ということで、人工芝のサッカー場をつくってほしいということでの陳情をいただいております。

それに関して、もし意見書を早急に市長宛てに議会として作成し、本会議に発案をかけたという運びであれば採択、これはちょっと採択という言い方もおかしいんですけど、ちょっと言葉が採択という言い方はちょっと私も申しわけなかったんですけども、提言に持っていくという方向であれば、そのようにすぐ今委員会で提言書の取りまとめを早急に行わなければなりません。そういった場合にはそういった方向でという御発言をいただきたいと

思います。まだきょういただいたばかりということでありますので、しっかりまた委員会で調査・研究を続けていきたいということであればそのように御発言をいただきたいということでありますので、よろしく申し上げます。

ちょっと言葉が足りませんでした。

○委員（川上文浩君） これは陳情ということですので、私はこの陳情、今話を聞いて、特に市長公約であったというものがほごにされているということは非常に残念なことであるけれども、大体その市長公約自体がちょっと実現可能性の非常に低いJリーグのできるサッカー場ということになると、やはり最低でも200億円以上のお金が要ということになりますので、それはもうちょっと無理だろうと思っています。

この委員会とすると、今、市政経営計画の中でも、坂戸グラウンドの改修をして、人工芝化をして、サッカー場をというような計画もありますので、この陳情の意を酌むということにして、その経営計画、また令和2年度の予算にどう反映されていくかというようなことも含めながら、今回はこの委員会の中で出た、自由討論で出た意見を取りまとめて、まずは委員長報告として最終日にその陳情の審査として報告していただいて、継続的にその坂戸の、今可能性があるのはやはり坂戸の総合グラウンドの人工芝化ですので、そちらのほうをフォローする、チェックしていくというような形で、委員会で継続的に見ていけばよろしいんじゃないかというふうには思っております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

[挙手する者なし]

よろしかったですかね。

ちょっと暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時37分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き委員会を再開させていただきます。

自由討議を続けます。

御意見のある方。

○委員（渡辺仁美君） 私たち建設市民委員会では、先日岩手県フットボールセンターを誘致した紫波町を視察してまいりました。あと寄附などの形成も含め継続審議ができる方法をとっていただくように申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

[挙手する者なし]

それでは、皆様の御意見を踏まえまして、委員長のほうから提案をさせていただきたいと思います。

ただいま陳情いただきました中身につきましても、市の重要案件の計画にも入ってきておるといことも川上委員からも御発言がありました。本会議場に委員会の報告という形で今

取り扱っている内容について報告をさせていただいて、当委員会で継続審査・調査をかけていきたいというふうを考えておりますけれども、これに関してどのようにお考えでしょうか。委員の皆さんの御意見をいただきたいと思いますが。

〔「異議なし」の声あり〕

よろしいですか。

それでは、このような方向で進めさせていただきます。また、本会議での委員長報告につきましては、正・副委員長に取り計らいのことにつきましては御一任願いたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これにて陳情第12号についての取り扱いを決めさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時40分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

第2．報告事項(1) 可児市文化創造センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） おはようございます。

文化スポーツ部からの報告でございます。

御存じのように、可児市文化創造センター アーラにつきましては、開館から17年という月日がたっていきまして、その間、使用料につきましては改正がなされておりません。今回、大規模改修ということもございまして、それを契機に再オープンするときには新しい料金でというような形で市民の皆様にも周知期間を設けるということも含めて、今回料金の見直しをさせていただいております。

3月議会において条例を上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細については、課長から説明させていただきます。

○文化スポーツ課長（各務則行君） それでは、可児市文化創造センター条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

資料1をごらんください。

今、部長も御説明申し上げましたが、この案件につきましては3月議会に上程をさせていただくという予定でありまして、今議会におきまして、改正の趣旨などについて御説明をさせていただきます。

まず、1. 条例改正の趣旨でございます。

繰り返しとなりますけれども、文化創造センター アーラは開館当初に利用促進のために暫定的な利用料金を設定してございまして、現在に至るまで料金改定を行っておりません。こうした中、先日御説明をさせていただきました閉館を伴う大規模改修工事を行うに当たりまして、この機会を捉えて再オープン後に適正な利用料金に改正をするものでございます。

なお、市民検討委員会を設置いたしまして、その意見も踏まえながら改正案を作成してまいります。

続きまして、2番の現状と課題となります。

(1)につきましては、今後のコストに関するものでございますが、可児市公共施設等マネジメント計画におきましては、築60年目までに要する維持修繕費は153億円となっております。多額の費用が必要となっております。

(2)は受益者負担に関するものでございますが、市が平成24年度に定めました使用料設定に当たっての基本的な考え方におきましては、施設の経常的な維持管理経費に対する文化創造センター アーラの受益者負担割合は50%とされておりますけれども、現状はこの表にありますとおり、その半分ほどの率となっております。

裏面に参ります。

(3)近隣との比較に関するものでございます。

多治見市や美濃加茂市を例に出しておりますけれども、それと比較いたしましても、ごらんのとおり低い設定となっております。

以上の現状と課題を踏まえた3番でございますが、見直しの視点・考え方でございますけれども、ごらんのとおり受益と負担の公平性の確保、それから他自治体との比較、税負担の公平性などの視点から、市民検討委員会におきまして、計3回の会議で検討いただいたところでございます。今後、意見書を市長に提出していただく予定でございまして、それも踏まえながら改正案を作成してまいります。

最後に、4. 今後の予定でございます。

冒頭に申し上げましたとおり、3月議会での上程を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（川上文浩君） 確認ですけれども、この改定を予定するのは主劇場と小劇場で、ほかの施設については従来どおりということになるのでしょうか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 劇場、それからロフト、諸室含めまして全体を見直したいと考えております。

○委員（川上文浩君） 全部を見直してくるとなると、ほかの貸し館をやっているセンターと

か子育て健康プラザ マーノとか結構利用者からすると文化創造センター アーラは安く使いやすいというような話があって、子育て健康プラザ マーノは高いよねみたいな話は耳にすることがあるんですけども、そういうもののバランスはどうなんですかね。その全体的なバランス、貸し館のバランスというものについて。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 確かに安いという現状もございますけれども、その一方で地区センターのほうの利用のほうも活発にしていかなきゃいけないということもございまして、そういったことも含めて考えていけたらというふうに思っております。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） 加えまして、単純に先ほどの話のように17年たっています。17年前の設定料金でいますので、子育て健康プラザ マーノはつい最近というか去年からですので、そういう関係でいくと若干のバランスは悪いと思っています。見ながらは進めていくんですけども、文化センターというものにつきましては、全国的にやっぱり料金の体系があって、それなりの施設であるということも踏まえて、そのグレードも含めて検討していくというふうに考えています。

○委員（酒井正司君） もう本当にこの問題は常々申し上げているわけで、今回の大規模改修は、幸いにして少しですが合併特例債が使われたということがあったんですが、本当に長期的に見ると、非常に悪い意味でとんでもないお荷物になる。人口減がこの先財政も逼迫してくるという中で、そうすると今回のこの料金改定、よくまあこの時期までほっておいたなあという、タイミングをちょっと刺激を避けるためにこの改修を機会にということだと思っておりますが、普通、箱物をつくったときは、将来的に寿命であり、それを維持するメンテナンス、それとまた今度リニューアル、それを全て含めた計画というものが当然あってしかるべきなんです。今回の料金改定は一つの、私はある意味小手先の取り組みだと思うんです。やっぱりいろいろな先生のをあれを見ていると、やっぱり公務員の責任感だと、長期的な。これが将来のまちのあり方につながるんだということなんです。だから、この長期的な運営計画、特に財政面での、そういうものというのはいないんですか、あるんですか、つくる気はあるんですか、どうですか。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） ことし文化スポーツ部ができて、ある意味これから市長部局において、文化芸術も含め、文化財も含めてもう一度見直しをしろということだと私は感じています。その中で、今回文化もスポーツも基本方針的なものをつくっていく予定にしています。

文化創造センター アーラは特におっしゃるように、153億円という費用もかかるというふうに見込んでいますので、運営の関係も含めて現在指定管理もありますし、そういったものも含めて全体として見ていく必要があるというふうに感じていますので、基本をそこまで書けるかどうかわかりませんが、研究してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○委員（酒井正司君） 意欲はあるというふうには受けとめました。やはり専門的な組織といひますか調査機関といひるか、当然専門家であったり市民であったり、そういう幅広いやっぱ

り知恵を集めないと無理だと思っんですよね。そういう意味で、しっかりと組織をつくって取り組んでいただきたいなあと思います。

○委員（伊藤健二君） 主劇場と小劇場だけかと思ったら、そうじゃない、全部だということが今、川上委員の質問でわかったんだけど、利用料の現状比較は主劇場の単価で比んでいる。こういう状況から見ると、多治見市のバロー文化ホール並みに上げざるを得ないという話は説得力を持っていると私は思うけれども、ほかのロフトであるとか小作業室というか、そこはそこで結構可児市民の、あるいはそれ以外のところも含めて利用の頻度は決して悪くないんですよね。いろんな人がいろんな形で使っていて、それでそれが子育て健康プラザ マーノと比べると相対的には安いと。福祉センターと比べるとどうだというような関係で、周辺可児市の公共的施設で比較をしっかりとさせていただきたい。これまでの利用実態から現状に合わせた利用体系と、現状に合わせた利用料金体系というものが何ぞやというのはまだちょっとすっきりしていませんので、ここに関する説明も次回きっちりしていただくことを踏まえまして、主劇場関係のかいところと市民がちょこちょこ利用目的に応じて使うところの値上げの考え方は明確に区分してもらって、どこにウエートを置いてこの傾向率の問題、いわゆる料金収入の向上を図ろうとしているのかについてははっきりさせてほしいと思います。これをべたで一律に引き上げ率を掛けちゃうと、それは消費税が上がったという話もありますけれども、ちょっとその辺は納得しがたい部分があるので、明確に区分をすべきは区分をして、考えを明確にしてもらいたいなあというふうに思います。その辺のお考えはおありですか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） ありがとうございます。

劇場、それからロフト、諸室、それぞれございますので、それぞれに応じた検討のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了とさせていただきます。

次の議題に移らせていただきます。

続きまして、(2)「可児市下水道事業の適正な使用料について」の諮問についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（須田和博君） よろしくをお願いします。

資料2のほうになります。

「可児市下水道事業の適正な使用料について」の諮問について報告させていただきます。

下水道事業につきましては、平成29年度から公共下水道及び特定環境保全公共下水道が地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計に移行しました。地方公営企業会計におきましては、事業の透明性や健全性がより問われることから、適正な下水道使用料について検討することとしました。

今回、令和2年度から5年間の下水道事業の適正な使用料につきまして、令和元年12月10日、昨日になりますが、可児市上下水道事業経営審議会へ諮問をさせていただきました。諮問後、下水道事業の現状について説明をさせていただいたところです。

今後は下水道事業経営戦略やストックマネジメントを踏まえた可児市の適正な下水道使用料のあり方について審議していただくとともに、井戸水使用世帯の認定水量の見直しについてもあわせて審議していただくことにしております。

今後の予定としましては、審議会委員の方からの意見を聞きながら、次回1月中旬に予定しております経営審議会において答申案をまとめることとしております。その後、市長への答申ということになります。

議員の皆様には、次回3月の建設市民委員会で答申内容について御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

[挙手する者なし]

よろしかったですか。

それでは、発言もないようですので、この件につきましては終結させていただきます。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時54分

再開 午前9時55分

○委員長（澤野 伸君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、(3)可児市多文化共生推進計画（第3期）の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（杉山 修君） 本日、市民部から計画とあと指針という名前でもございますが、5つ策定状況の御報告をさせていただくの、あと真ん中に令和3年の成人式についても皆さんに御報告をさせていただきたいと思っております。

これは多くは可児市政経営計画と時期を合わせて来年度からの計画ということになりますので、今年度、これからパブリックコメントにもかけていくという流れになりますので、皆様に今の時点で御報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、それぞれの計画につきましては、各課長から御報告を申し上げます。

○人づくり課長（桜井孝治君） 本日は9月の委員会で途中経過を報告いたしました計画など3項目について、その後、市民委員を含めた策定委員会などで原案策定を進めてきましたので、御報告するものでございます。

人づくり課からは4項目お願ひすることになります。限られた時間ですけどよろしくお願

いをいたします。

資料は大変似ておりますが、まずは右上に資料3とあります、可児市多文化共生推進計画（第3期）の策定についてをお願いいたします。多文化共生でございます。

概要といたしまして、策定の目的といたしましては、現在第2期計画の期間中でございますが、その計画期間が本年度最終年を迎えることに伴いまして内容の見直しを行い、新しく第3期を策定するものでございます。

外国籍市民の数、12月では8,082人と過去最高を記録しております。新しい計画につきましては、令和2年から令和5年までの4年間、内容につきましては、基本理念とか施策の柱などは継続とするものの、今後4年のうちに進展が予測されます多国籍化に伴う新たな課題について整理をいたしました。

掲載しておる事業につきましては、従来65の事業でございましたが、今回整理・統合したものが12事業、新たに追加したものが6事業ということで、59事業でスタートしてまいります。

今回は重点施策として、新しく重点施策を設けました。2点、「やさしい日本語」の普及、それから災害時の情報伝達の充実という2項目を設けました。

やさしい日本語の普及につきましては、今、小型の翻訳専用端末などが普及しておりますが、全ての言語への対応は困難でありますので、やさしい日本語の活用というのも並行して進めていくものでございます。

2つ目の災害時の情報伝達の充実につきましては、災害発生時の災害情報だったり、支援情報の発信について、その発信する言語の数をふやしたり、国籍別に効果のある伝達手段の確立など拡充を行うものでございます。

裏面をお願いします。

新たな課題への対応として追加した6事業でございます。いずれも多文化共生推進会議などの意見を取り入れたものでございますが、順に御説明しますと、学校の現場などで連絡物の多言語版共通様式の作成、翻訳専用端末を行政用語で使用するに当たっての精度向上、教育とか医療などの専門分野での通訳の検討、災害時における発信言語の拡充、やさしい日本語を地域で教える仕組みづくり、可児駅を挟んで、フレビアと子育て健康プラザ マーノの行き来を促進するという、こういう6事業を課題として事業としても追加をしております。

計画案の構成も少し見ていただきたいと考えます。

計画案、下にページが打ってございます。

1ページ目からが、第1章として計画の策定に当たってということで導入部分でございます。

今回、計画を策定するに当たりまして、現在の第2期計画を改めて読み直してみますと、対象者を示す用語が不統一になっておりました。外国人居住者だったり在留外国人だったり外国にルーツを持つ市民だったりという言葉が混在をしておりますので、今冒頭私、人数が8,000人を超えと申し上げましたが、こちらにつきましては市民課で集計しております外国籍市民の数でございますので、改定後の計画では、法律とか既存の組織などの名前などまで

は少し難しいですが、行政として対象者の数の把握ができるこの外国籍市民という言葉を中心に使ってまいります。

次、4ページをごらんください。

4ページからが、第2章国際化の現状と課題ということで、統計資料を中心に記載をしてございます。

ちょうど4ページを見ていただいておりますが、外国籍市民の数、平成に入りましてから右肩上がりに増加してまいりました。一度平成20年のときにリーマンショックにより減少はいたしました。また再度増加をしております。現在は平成20年のピークを超した数の方がお見えになっております。なお、このグラフの形は全国共通でございます。

右のページ、5ページが年度別と国籍別の数字でございます。

年度、下のほうを見ていただきますと、平成26年のブラジルという欄を見ていただきますと、ブラジル国籍の方2,223名の方がお見えになっております。ちょうどその右下、平成27年のフィリピン国籍の方を見ていただきますと2,422人となっております。ちょうどここは境目でございます。平成26年まではブラジル国籍の方が一番多くて、平成27年からがフィリピンの国籍の方が多いという、そういう人数構成になっております。

あと、この表では一番下の平成31年になりますが、5つ目の国籍のベトナムというところを見ていただきたいと思いますが、ベトナム国籍の方が387名お見えになっております。人数的にはフィリピンの方とかブラジルの方に比べますと1桁違いますが、前年度と比べますと倍増をしております。このあたり、少しこれから注視していく国籍かなというふうを考えております。

次のページ、6ページが今の国籍のところを円グラフで再確認したものでございます。これを見ますと、やはりフィリピンの方、ブラジルの方を合わせて8割以上の方が2つの国籍で占められております。

右のページ、こちらは地区別に住まわれている方の外国籍の割合を示したものでございます。赤が強いほど集住しているということですが、やはり木曾川沿いの土田、今渡、川合につきましては、割合、人数とも多くなっております。

以下、こういう形で資料が続きます。24ページまで資料が続きます。

25ページからがいわゆる3章、総論という部分でございます。

基本理念としましては、「みんなでつくる 多文化共生のまち 可児」を基本理念といたしまして4つの柱、次のページ、26ページに行っていただきますと、それにつなげて10個の基本施策がつながります。それに具体的な施策20をつなげたものが27ページでございます。

これまでは第1期、第2期ともこれまで全部大事というスタンスをとっておりましたが、今後4年間ですので、今回は重点という形で、この中でいきますと、I番の中の2番、多言語情報の提供と、それからIII番の中の4番、防災体制の充実を重点といたしました。

そちらについて記載したのが次のページ、28ページでございます。

29ページからは具体的な施策ということで各論という形で、先ほどの新規6項目を含めて

59事業について記述を行い、49ページまで続いております。49ページまでが各論でございます。

そして、最後50ページになりますが、多文化共生にかかわる各それぞれの役割の再確認をいたしましてこの計画は閉じております。

この計画につきましては、1月からパブリックコメントを行い、新年度から運用できるように進めてまいります。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

質疑のある方。

〔挙手する者なし〕

よろしかったですかね。

また順次進めていただけるということですので、またよろしく願いをいたします。

この件についてはよろしかったですかね。

それでは、発言もないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

続きまして、(4)可児市人権施策推進指針（第3期）の策定についてを議題とさせていただきます。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（桜井孝治君） 次に資料4、可児市人権施策推進指針（第3期）の策定についてをお願いいたします。人権でございます。

こちらの指針につきましては、策定の目的といたしましては、こちらも第2期計画が本年度で終了をいたしますので、新たに第3期を策定するものでございます。

(2)番の根拠法令としましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律によりまして、各市町村に策定する責務が課せられているものでございます。

期間は令和2年度から令和5年度までの4年間。

内容としましては、1章、2章、4章の基本理念とか指針の方向性などは継続とするものの、第3章で分野別施策ということで各論がございます。

こちらについては、これまで現計画を策定しましてから4年がたちましたので、これまでの計画の進捗状況や新たな課題を整理したものでございます。

第3章の分野別施策につきましては、ちょうどこの最初の下半分に記載しておりますように6項目、第1期、第2期とも6項目で進めてまいりましたが、今回は次のページにありますように、7番、8番の2項目を追加いたしました。

7番として、性的指向・性自認、それから8番としてインターネットという項目を追加して8項目で進めてまいります。

こちらにつきましても計画を見ながら確認をしていただきたいと思います。

計画のほう、1ページからが基本的な考えということで始まっております。各論が始まってまいりますのが12ページからでございます。

12ページをお願いいたします。

12ページから各論という形で分野別施策の推進ということで進めております。

まず、その項目ごとの整理を少し確認させていただきます。

12ページの例でいきますと、左上に1番、男女共同参画という項目に対して、左側は現状と課題ということで、1行ずつあけて大きく4つの段落に分かれております。

一番上については、「わが国は」というところですから国の状況、それから2番目の段落は県の状況、それから最後の3番目は市の状況、そして一番最後に、課題という形で主に整理をしてございます。

右のページに行っていただきますと、それに対して施策の方向性ということで、取り組む施策について、2項目から4項目の程度で記載をしてございます。

その後、14ページにつきますけど、昨年度人権アンケートを行いましたので、その中から関係するものをこちらのほうでグラフとして紹介をし、最後15ページ、用語解説という形で閉めるという、そういう形の構成をとっております。

ちなみにこの1番の男女共同参画についての特徴といたしましては、従来まで女性という項目で始まってございましたけど、ジェンダー平等の視点から性別にかかわらず推進していくこととしております。

また、施策の④番として、ワーク・ライフ・バランスを進め、多様な働き方を選択することが、結果として男性・女性の自己実現とか人権を守ることにつながることを追記いたしました。

次の項目が16ページから始まる子どもでございます。

この項目につきましては、いじめの防止、児童の虐待防止を引き続き行っていくこと、継続に当たっては、やはり学校との連携が不可欠であることなどを明記しております。

次は、21ページからが高齢者でございます。

21ページからの高齢者、これまではこの項目は高齢者の健康づくりというところが中心に記載をしてございましたが、やはり高齢者の権利擁護とか孤立防止について言及をいたしました。

次は少し飛びますが、こういう形で項目が進みまして、次、36ページをお願いいたします。

36ページは性的指向・性自認ということで、新しくつけ加えた項目でございます。

この項目に対しては、数は少ないかもしれませんが、やはり人権として扱うべき項目であるという考え方から新たに追加したものでございます。

こちらについては、37ページのグラフを少し御説明したいと思います。

この資料につきましては、アンケートによってLGBTという言葉がありますけど、これを知っていますかという質問と、それから理解できますかという質問を問いかけたものの答えでございます。

全体としましては、一番左にありますように、一番上、青い部分ですが、LGBTということを知っていますし、理解はできると言われた方が全体で55.6%の方、半数以上の方が答

えてみえます。ただ、その一方で右側の年代別を見ていきますと、例えばこの20代の方は知っているし理解できるというのが80%を占める一方で、年代が少し上がってきて、最後、70代以上になりますと、33.9%に下がってまいります。その裏返しになりますけど、理解できないという方もやはり70代になると4割お見えになりますので、1つ、例えば啓発を進めていくということにしましても、年代別に合わせた啓発が必要ではないかなあというふうに考えます。

次、39ページからがインターネットでございます。

4年前に比べて普及によりまして、さらに利便性は向上いたしました。一方で情報発信の匿名性などがございますので、プライバシーの侵害だったり、犯罪の被害、子供同士のいじめの発生などと常に隣り合わせになっていることから、新たな分野として追加をいたしました。

あと42ページ、今回8項目だけを取り上げたものの、そのほかにもいろんな人権問題がありますので、42ページからはこちらのほうの人権問題を紹介しながら閉じることでしております。

この計画につきましても年明けからパブリックコメントを行い、新年度から運用してまいります。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

よろしかったですかね。

発言もないようですので、これにて終結させていただきます。

次の議題に移らせていただきます。

(5) 可児市青少年健全育成基本方針の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（桜井孝治君） 3項目めの最後は、資料の5、可児市青少年健全育成基本方針の策定についてでございます。青少年育成になります。

こちらはさきの2つのように、既存計画を更新するものではなく、新たに策定するものでございます。

策定に至った背景といたしましては、概要の1番の目的の後半にございますが、現在、青少年育成につきましては、既存計画の中で市の総合計画の中ではこの体系の中、また市の教育基本計画の中にも位置づけられておりますが、いずれもこの計画が更新後、位置づけがなくなることから、青少年の健全育成を推進するための理念とか目標、取り組み事業などを独自に整理したものでございます。

期間につきましては、基本方針でございますので、令和2年度から令和11年度の10年間と

いたしました。

内容につきましては、資料を見ながらよろしく願いをいたします。

基本方針の案としまして、基本理念、「育てよう 守ろう 地域ぐるみで 青少年」という基本理念のもと、3番にありますように、基本的な視点を3つ持ちました。

文章中心になっておりますが、一番最初のところは本人を中心にした視点で、青少年の主体性を育てるための視点ということが1番、それから2番目は、周りの大人だったり社会全体でということですから、青少年の成長を支援するという視点が2番目の視点、それから3番目は、やはり困難を有する青少年というのもおりますので、困難を抱える青少年を支援するという視点、この3つの視点から基本目標へとつなげております。

基本目標、次のページをお願いいたします。

4番の基本目標、青少年の主体性という視点からは、I番の活性化と社会参加の促進、II番の成長の支援という視点からは、家庭づくり、地域づくり、それからIII番として困難を抱える青少年の支援と環境整備という形で基本目標を設けました。

この3つの目標に既存の事業を当てはめたものが次のページの3ページでございます。

3つの基本目標に17の既存事業を当てはめたものでございます。

こちらで1つコメントするとすればですが、一番下から3つ目になりますけど、安全パトロールとか巡回補導という項目がございます。現在でも役員さんを含めて見回り活動、夏休みだったり夜間だったり、見回りをしていただいておりますが、一様に皆さんが言われるのが、今コンビニエンスストアとか施設とか公園なんかでも人を見かけなくなったということは言われます。一方で子育て健康プラザ マーノなんかを見回っていただきますと、少しやはりマナーの悪い青少年もおるようですので、少し見回りという視点から見守るという視点に変更していくのがいいのかなあというふうに現在は考えております。

こちらについても特に新年度を待つ必要はございませんので、今月見回るところもございまして、巡回で回るといところから、少し子育て健康プラザ マーノに滞在して声かけをするという、そんなようなところも今月から始めてまいりたいと考えております。

これらの視点をまとめたものが、ページを戻りますけど、2ページの5の体系図でございます。基本理念、視点があって基本目標、事業が続くという体系図でございます。

この基本方針は、御説明いたしましたように、上位計画の更新によって位置づけがなくなること契機に独自に整理したものでございますので、さきの2つの計画のように、文章の量はございませんが、こちら1月からパブリックコメントを行いまして、新年度の青少年育成の事業方針などを定める際に運用できるよう進めてまいります。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

こちらよろしかったですかね。ありがとうございます。

発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

(6) 令和3年可児市成人式についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（桜井孝治君） それでは、引き続き人づくり課より最後になりますが、報告の6番として、令和3年の成人式についてお願いをいたします。

現在は12月ですので年明けの1月に成人式がございますが、これは令和2年の成人式でございますので、今回御報告するのは、その1年先の令和3年の成人式の開催場所についてでございます。

令和3年の1月に行います成人式につきましては、従前可児市文化創造センター アーラのホール改修工事の工事期間中であったため、福祉センターで開催する方向で進めてまいりましたが、本議会の初日において、舞台照明・舞台機構の契約が令和2年の12月末までの工期で締結され、文化創造センター アーラでの開催にめどが立ちましたので、会場及び日時を変更するものでございます。

令和3年の成人式につきましては、四角の枠の中にありますように、消防出初め式との重なりも解消されましたので、例年どおり連休の中日の令和3年1月10日の日曜日に可児市文化創造センター アーラで開催をしてまいります。

公表等につきましては、資料中にもありますが、本日この委員会で報告した後、ほかの議員の皆さんへの通知、記者クラブへの発表、市のホームページの掲載などを行ってまいります。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして、御質問ある方。

[挙手する者なし]

よろしいですね。ありがとうございます。

発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

(7) 可児市環境基本計画の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（西山治幸君） 資料番号7を御参照ください。

環境基本計画の改定について御説明します。

冊子のほうですけれども、6ページをごらんください。

環境基本計画は、平成12年3月に可児市環境基本条例に基づき可児市の環境分野についての部門別計画として策定されました。

当初計画は、30年後の2030年を展望しながら10年ごとに見直すとして、平成23年から今年度までを計画期間とした第2次計画が終期を迎えることから、国・県の動向を踏まえ第3次改訂版を策定するものです。なお、策定に当たりましては50ページに記載がありますが、市民、学識者による策定委員会におきまして原案を作成していただきました。また、外国籍市

民を含む市内在住の18歳以上1,000人の方を対象にアンケートを実施しまして、506人からの回答を得て意見を反映させたものになっております。

10ページをごらんいただきますと、目指すべき環境像を記載しております。

これは当初計画からの継続で、「将来世代につなぐ環境文化都市・可児一共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が息づく都市の創造」としまして、環境と共生したライフスタイルが当たり前となる環境に気遣う市民文化を育むことを目指します。

11ページには、目指すべき環境像を実現するための4つの柱を掲げています。

資料のほうでは(3)になりますが、この4つを意識しながら環境施策を進めていきます。

16ページ以降につきましては、分野ごとの基本目標、施策を記述しております。

現計画におきましては、5分野128項目の施策を展開してきましたが、進捗管理が十分にできなかったとの反省から4分野104項目に整理・統合いたしました。目標達成の評価基準とする施策を15事業選定しまして、今後評価シートを作成するなどして、市民とともに評価をしていくこととなります。

資料のほうの裏面をごらんください。1枚の資料番号7と振ってあるほうの資料の裏面を御参照ください。

重点施策としまして、今後10年間で特に重点的に取り組む施策としまして、地球温暖化対策、廃棄物の発生抑制と適正処理、リサイクルの推進、食品ロスの削減、環境学習を上げました。重点施策につきましては、令和2年度に実行計画を策定して取り組んでいきます。

冊子のほうの25ページが環境基本計画の体系図となっております。

26ページから29ページまでが施策の一覧となっております。

32ページからが資料編になりまして、用語解説が57ページ以降にあります。

環境基本計画は10年間の方向性を示すもので、予算等を伴う実行計画につきましては、市政経営計画に上げまして取り組むことになってきます。

今後は1月10日からパブリックコメントを実施しまして、環境審議会への諮問、答申を経まして改定となり、3月末に公表する予定となっております。

環境基本計画の説明につきましては以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

御質疑ある方。

[挙手する者なし]

よろしかったですかね。ありがとうございます。

発言もないようですので、次の議題に移ります。

(8)可児市子どもの読書活動推進計画（第4次）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○図書館長（渡辺英幸君） お願いいたします。

資料番号8番、可児市子どもの読書活動推進計画（第4次）（案）でございます。

1枚開いていただきますと、策定の趣旨というところがございますが、国におきまして子どもの読書活動の推進に関する法律や基本的な計画を策定しております。本市でもそれに基づいて第3次計画まで策定して推進してやってまいりました。この計画が令和元年度をもちまして満了いたしますので、第4次計画案を策定するものでございます。

2ページ以降に、第3次計画の成果や現状を上げまして、その後、課題を明記しております。

そういったものが続きますので、12ページをごらんください。

12ページのほうでは、第4次計画の考え方を記載しております。

求められる子供たちの姿、それから目標を記載しておりますので、その下、基本方針としまして、読書好きになる環境づくりのために、1番、人、2番、場所、3番、機会、4番、相互連携といった4つの方面から取り組むことにいたしております。また、その後、啓発につきましてもその重要性を上げております。

その下ですが、3-4. 計画推進の方策というところがございますが、こちらにも1番、家庭、2番、地域、3番、図書館、4番、学校、5番としまして幼稚園・保育園といった分野を上げまして、そこで具体的に取り組みを行おうということにしております。

対象はマイナス10カ月から高校生までという計画で、期間につきましては令和2年度から令和5年度の4年間、あと3-7としまして指標ということで、取り組みの評価をするために指標を掲げまして、現状値と4年後の目標値を定めております。

14ページをごらんください。

14ページ以降は各方策が詳しく明記されております。

主な取り組みとしまして、14ページの真ん中あたりをごらんいただきますと、2番の②というところがありますように、「うちどく10通帳」というものがございまして、子供たちが読んだ本を通帳に記入するものでございますけれども、その活用・促進を図ることが記載されております。

そのほかに、18ページのほうをごらんください。

18ページの8番に、中高生が利用しやすい図書の選書と展示というところがございますが、こちらの項目の中で④番、中高生を対象としたブックトークやビブリオバトルなどの講座等を企画、実施しますということで、こういった新たなイベントのような取り組みを開催することによって、中高生の読書推進を図っていくというものでございます。

20ページをごらんください。

14番のところは学校との連携というところがございますが、そちらのほうで、学校の調べ学習や並行読書に役立てるよう、学校側と調整を行って授業内容や行事内容に応じた図書を図書館のほうで購入しますということで、図書館と学校が連携をとりながら子供たちの学習を支援していくというものになっております。

あと、23ページをごらんください。

23ページ以降は資料ということで、アンケートなどが添付されております。

それで、44ページをごらんください。

44ページにつきましては、この計画案につきまして、策定に当たりまして、図書館協議会においてその内容を協議、精査していただきました。

そして、パブリックコメントは来年の1月に実施をしたいというふうに思っております。以上で説明を終わります。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

よろしかったですかね。ありがとうございます。

発言もないようですので、これにて終結とさせていただきます。

これ以降の件につきまして、議事の都合がございますので、ここで10時40分まで休憩とさせていただきます。執行部の皆さん、ありがとうございました。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時39分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、(9)リニア中央新幹線の進捗状況についてを議題とさせていただきます。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 資料9をごらんください。

今、机の上に9-6という追加資料を配付させていただいております。

今回の報告事項につきましては、例年6月と12月に定期的に報告させていただいております。

まず、9-1をごらんください。

9-1でA4でとじてあるものの一番最終ページ、2枚はねていただいた一番最終ページをごらんください。

これは令和元年6月12日の建設市民委員会以降の動きということで、その表の中の下の4つの欄をごらんください。

まず、これは左側がJR東海の動き、右側が市の動きということになります。

令和元年7月2日なんですけれども、この日には環境影響評価書に基づく事後調査報告書ということで、平成30年度に行ったモニタリング調査の結果が公表されました。笹洞ため池の水質や周辺の河川の水質、それから井戸の水質、それから笹洞ため池の湿地の昆虫や水質についての調査結果が報告されております。

10月8日には、可児市の環境審議会が開かれまして、トンネル工事や土砂運搬、それから区分土の仮置き場について審議がなされました。

それから、10月30日につきましては、大森の仮置き場についての環境の調査及び影響検討

の結果ということでJ R東海から公表されております。これによりますと、今計画されている仮置き場の計画で環境が守れるだろうという評価がなされております。

12月5日には、これもJ R東海がトンネル掘削工事の環境保全計画について公表されております。基本的には今まで建設市民委員会で報告させていただいたトンネルの工事概要と変わってございません。

続きまして、9-2をごらんください。

これは大萱地区の経過報告でございます。

この裏面のほうをごらんください。

これが前回の建設市民委員会以降の動きということで、6月14日に、まずJ R東海、岐阜県、可児市、それから地元のリニア対策委員会と協議を行いまして、この場でJ R東海が地上走行の必要性について大萱に説明しております。この場では納得されずに、約10項目の質問がこの場で出されまして、次回、回答するという事になっております。

8月1日にその質問事項に対する回答を、まず役員の方、事務局のほうに、地元の役員さん方に説明したところ、この回答ではみんなに説明することができないということで、再度練り直しまして、10月29日にこの質問事項に対する回答をJ R東海が説明されました。それでも地元の方は、あくまでやはり地上走行に対して反対ということを表明されまして、ただし、今後地元の立場に立った地下化の検討をしていただければ、地上走行に係る測量とか設計は進めてもいいよというようなお話がありまして、今後J R東海がその回答を受けて測量設計に動くことになるかと思えます。

それから、9-3をごらんください。

9-3の1枚はねていただいた裏面、6月20日以降の動きが示されてございます。

6月20日には、要対策土、今、区分土と言っておりますけど、区分土の仮置き場についての計画案が大森財産区に示されまして、それ以降、4回、5回、6回と情報交換会、この情報交換会というのは、大森地区の自治会の役員、それから土地改良区、財産区の皆様方なんですけれども、との意見交換会ということになっております。それが3回なされまして、9月16、17日には一般の住民への説明会ということで2回説明会が開催されております。内容としましては、主に仮置き場についての説明、それからJ R東海のトンネル工事の土砂の運搬等、これは今ヤードを造成してございまして、二野のバローの今造成地に持っていつているわけなんですけれども、そういったことについての説明がなされております。

今後につきましては、現在ヤード工事が年度いっぱいかかるということで、ヤードの整備が終わりましたら、4月以降にトンネル掘削工事を始めたいという計画であると聞いております。

続きまして、9-4をごらんください。

9-4につきましては、柿下地区でございます。

柿下地区につきましては、5月21日に用地説明会、用地に関する説明会が柿下地区でありまして、6月12日に市道など官民境界の立ち合い、それから11月15、16、17日の3日間で、

土地所有者の用地立ち合いがございました。ほぼ用地立ち合いは完了しておるといふふうに聞いております。土地の境が決まりましたので、今後は来年度以降に補償の提示、それから交渉、それから契約締結というふうに入っていくと聞いております。こちらは直接地上に出るわけではないので、地上権の設定ということの用地契約になります。

それから、9-5というものをごらんください。

9-5で写真が1枚出ておりますけど、これが11月14日現在の工事ヤードの状況でございます。

現在、造成しております、これが平らな形で用地を造成した後に、ここに濁水処理施設や土砂ピット、そういったものを建設することになります。

4月以降、4月に間に合うかどうかわからないということなんですけれども、何とか4月を目標にトンネル工事を始めたいという予定でございます。

それから、9-6というきょう配らせていただいたものなんですけれども、これはおととい大森地区の第6回の情報交換会に出された資料でございます。

新たな事項としては特にないんですけれども、工事ヤード周辺、それから裏面が仮置き場の周辺なんですけれども、それぞれの水質調査をどういう形で行うかというのをまとめたものでございます。これについては、いろんな方法、いろんな箇所で行うということで示されておまして、今回は月1回とか、年1回とか、いろいろ頻度があるわけなんですけれども、こういったこういう頻度でいいのか、またこういう位置でいいのかというような協議がなされました。地元のほうからは、部分的にこの位置はもうちょっと頻度をふやしたほうがいいんじゃないとか、そういった意見も出されておまして、今後またこの回数や位置につきましてはJR東海が検討しまして、実際の保全計画のほうに反映していくことになるかと思っております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、御質疑がある方。

○委員（伊藤健二君） 資料の動向一覧の大萱です。大萱の経過報告の中の最後のところ、8月1日から。

8月1日の話では、地下化の検討について話し合うことが話題に上ったということで理解していいんですね。そしてもう一つは、10月29日に地下化の検討について話し合い。同じ文面ですけれども、8月1日と10月29日では意味が違うように、さっき説明を受けたと理解をしました。地元の立場に立って地下化の検討をするということの返事をJR東海がされたということのようですので、具体的に聞きますと、これまで一貫して無理だと、できないと言っていたのが、急に地下化の検討について話し合いをするということは、いろいろ細かい点を探っていくって、ある特定の条件が整えば地下化も不可能ではないということなのか、そういうニュアンスまで含まずに、苦し紛れでただ言っただけと。うそだとは言っていないよ、私は。方便でそう言って、住民の立場で地下化を検討するから、ともあれ地上での計測、測量をさせてほしい。その言質をとるために地下化も検討しますと言っただけなのか、市のあ

なたに聞いては大変失礼だけれども、わかるもんならちょっとお示しいただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○都市計画課長（渡辺 聡君） JR東海がどうしても大萱で地上走行が必要と言っている理由としましては、乗客の安全を守るために、名古屋からできれば40キロ以内に火災のときの避難場所として地上に出るところをつくりたいという、あくまで乗客の安全を守るためということで説明しておったわけなんですけれども、住民からすると、乗客の安全はそれは大切でしょうけれども、住民の生活というのをまず第一に考えてほしいということで、優先順位を乗客と住民と逆にした場合どうなるかと。逆にした場合というのは地下化ということだと思わうんですけど、そこを地下でいった場合、本当に周辺でまた乗客の安全を考えた運行ができないかを検討しろということであるかなあとは私は受け取りましてその場で聞いておったんですけれども、JR東海のほうは乗客の安全ということを最優先しておるんですけれども、仮にそれよりも住民の生活を上に持ってきた場合にどうなるかというのはもしかしたら示されるのかもわからないですし、もうやっぱり乗客の安全が図れないんで地上走行したいという結論になるかはわからないんですけれども、一旦は検討をされると言われましたので検討していただけるものと私は考えております。

住民の立場に立ったというのは、住民のほうから、住民の立場に立ってもう一度検討しろということをしてJR東海に要望されまして、それをJR東海としては受けたと、検討はすると。実際にどこまでそれが検討していただけるのかはわかりませんが、私はそういうふう

に受けとめております。

○委員（伊藤健二君） もう一点、別のところですが、工事施工ヤード周辺地図がこれです、出されています。三ツ池ため池の一番下、大森川の直前のところに黄色い升が打ち込んであります。周辺環境水という表現になっていますが、この周辺環境水というのは何をここへため込む升、貯水池、池なのか、貯水槽なのか、ちょっとこの説明と、設置する目的についての説明をお願いしたいのと、まずその点について。あと、最後もう一個別個ありますが、お願いします。

○都市計画課長（渡辺 聡君） この周辺環境水という四角というかひし形の黄色いものなんですけれども、これは升を示しているわけではなくて検査箇所ということで、これは位置としましてはその隣のすぐ下側の赤い丸が、これは可児市がつくった沈砂池でございます。これは市道56号線の残土を置いたときにつくった沈砂池でございますが、沈砂池から一番上の三ツ池ため池に流れていく途中の水路というふうに考えております。水路のどこかで、一番上の池に行く導水路の途中で検査を行うというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） 途中で考えている場所をここの辺にあるよということで指し示したということだということ。

その上流、上部分、高低でいうと高い部分に5年以内で市がつくったストックヤードの上にさらに盛り土をしてJR東海のいう区分土、いわゆる汚染残土を一時仮置きするということが確定したわけです。そうしますと、ここには下がコンクリートか何かで上がシートをか

けて他の水分が入らないようにしていくということだけど、もともと土の中に水分が入っているので、当然ながら穴のあいた多孔管を入れて集水するというんですが、ここにはそういう工事ヤードに示されたような安全防護処理枠は表示されていませんね。ここは前回出したから、それはきちっとやられるという理解で構いませんか。例えば沈砂池も表示していないし、ここで点検をするという点検箇所を表示しただけになっていますが、そこは前と変わらないという理解でよろしいですか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 構造につきましては、前回お示ししたものと変わってございません。

今もうこの場所に決定したわけですがということですが、J R 東海はそこでやりたいと言って計画しておるだけで、まだ地主である財産区は納得したわけではございません。まだ決定したわけではございませんけれども、やりたいということは言っております。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

それから、裏のページといいますか、発生土仮置き場周辺ですが、これはちょっと地図がわかんないんであれやけど、これは三ツ池を示しているんですか。

今後、この前一般質問で私、ちょっと県道83号線沿いの長洞ため池の上に今やられている開発行為の跡をそのまま利用して土を入れるという計画があるのではないかという話で、もうじき公式発表するのか何かそういうような御予定だと聞いていますけど、J R 東海の今後の予定をあわせてどういう土に対する対策をするつもりなのかをお聞きしたいということです。

というのは、区分土というのは酸性化する、黄鉄鋼等によって重金属が溶け出してくる可能性、危険可能性、リスクの問題を一定の数値で表示をして、それ未満であれば俗に言う健全土、問題のない土というふうに区分し、それ以上の濃度があるものは危険性があるものとして、先ほど紹介した三ツ池ため池のかめに置いていくと、区分するという事なんですよね。だから、掘り出した土の残りはここに置くということだから、簡単に言えば、健全土なるものはここへ置いて、新たに置こうとしている器の大きさは35万立方メートルの枠の中に多分10万立米程度の残土を置くと。しかし、それがどれだけいくかについては、正式には何も発表されていませんからわからない。そうすると、それだけの地下から掘り出した土がそこに永久的に保管されるという事態になるんだけど、その保管の形状、様子、もし万が一そこに取りこぼした区分土が混ざり込んでいて、それが空から降ってきた雨、豪雨によって濃縮されたりした場合には、長洞ため池が汚濁、汚染されるというリスクも否定できないわけですね。その辺についてはそうならない、それから最終処分場として固定化していくということが地域的には合意されていることなのかどうなのか、その辺について、市としては今どう考え、どう把握しているのかについてお知らせください。

○都市計画課長（渡辺 聡君） まず、資料6の裏面の発生土仮置き場周辺という図面につきましては、今の長洞ため池の部分は全く記載されておらず、三ツ池ため池の部分だけでございます。長洞ため池の部分につきましては、12月5日にこの第一中京圏トンネルの大森工区

工事における環境保全ということで工事計画が示されまして、長洞ため池の上に持っていくということについても公表がもう既になされております。12月5日ですので、つい最近ですけども、出されておまして、ただそのそこに置く土につきましては、健全土というか重金属の試験をパスしたものであるということで、ただサンプルを1日の試料の中で5カ所サンプルを取って、それを混ぜ合わせた試料での検査ということで、サンプルの取り方でその中に悪いものが入っているかどうかという、取り損ねがあるんじゃないかという御心配はあるかとは思いますが、やり方についてはいろんな基準、ある程度公式的な基準に基づいて行う試験でやることになりますので、心配だと、本当に全部、全数試験しなければわからないということにはなるんですけども、公式的な一般的になった試験の方法でパスしたものであるということで、特にその下流に対して特別な試験をするということは、今回の環境保全計画の中には示されておられません。もともと最初の環境アセスで何カ所かモニタリング箇所があるんですけども、その下流の新田川等についてもモニタリングをするという水質調査等を行ったり、周辺の井戸の水質調査を行うということは示されてはおるんですけども、特にあそこに置くということで特別に何かするという事は今回は示されておられません。以上です。

○委員（伊藤健二君） 環境保全措置は。つまり健全土だけですけども、山を掘り返して、大きな穴をあけて、そこをまた平らに埋めるなり一部盛り土をする。相当な量ですよ。最大35万立米に到達する可能性はあるんで、その下にあるため池に対して環境が保全されるようにする措置はどの程度なされるということに聞いておられますか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） その盛り土ということ自体は、その事業者、J R東海ではなくてそこに現在土砂取りをして、またそこを埋め立てて将来的には資材置き場にするという計画の中で、その盛り土に使うということなんですけれども、岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づいてもう既に許可をとってはおられるとは思いますが、採取元についても、採取元に怪しいというようなことがあると、その採取元の土砂の調査なんか命じられるとは思いますが、今回については特に何かをすると、そのあそこに持っていくことについて、汚染対策を何かするとか、環境保全対策を何かすることは聞いておられません。通常の、あそこはほかに隣地開発の許可がかかっておりますので、下流に土砂が流れていかないような沈査調整池の設置とかのり面勾配なんかについても基準を満たしてつくっておられるんですけども、それはもうJ R東海があそこに持っていくという以前からもう決まっていることで、あそこにJ R東海の土を入れることについて、何か新たな環境保全措置をするということは聞いてはおりません。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（渡辺仁美君） 大萱地区の地上走行について御説明があったので、ただ伊藤委員が一番最初にされた質問と同様です。ですので、あえてお答えいただく必要はないんですけども、公共福祉の優先の原則はもちろんですけれども、その大萱の方にしてみたら、本当に何でここのというお気持ちは依然強いと思いますので、その点、留意しながら進めていた

だくように、J R東海のほうにお願いします。桜ヶ丘地区にも時々進捗状況の説明に来られますので、そのときは私もお尋ねしようと思っておりますが、お願いします。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

よろしかったですか。

それでは、発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

(10)可児駅東・西自転車駐車場の料金改定についてを議題とさせていただきます。

執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（只腰篤樹君） それでは、可児駅東及び西にあります自転車駐車場の料金改定について御説明いたします。

当該施設は公益財団法人自転車駐車場整備センターが自己財源及び公益財団法人J K Aの補助金と可児市負担金により平成23年11月に建設をされ、施設の利用料金により運営を行っております。

ことしの10月の消費税10%の改定に伴い、可児市及び全国の自治体と協議をされ、料金を改定することとされました。

改定料金は、資料の表に示してございますとおり、可児駅東・西それぞれの現在の利用料金と改定後の利用料金をグレーの着色で示してございます。

この利用料金の計算は、基本的には現在の利用料金に108分の110を掛け、得た数値の10円未満を四捨五入による端数調整によって10円丸めとしております。この計算方法は、国土交通省が消費税の改定に伴い、各鉄道事業者に対して計算処理方針を示したのと同じ方法で算出がされております。

改定日は、令和2年4月11日から。

利用者への周知といたしまして、可児市としては「広報かに」3月号にてお知らせをするとともに、事業者のほうは令和2年1月以降、準備が整い次第、場内でお知らせをするということ聞いております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして何か御質疑ありましたら。

〔挙手する者なし〕

よろしかったですかね。ありがとうございます。

発言もないようですので、この件を終了とさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩とさせていただきます。執行部の皆さん、ありがとうございました。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

3. 協議事項であります。

(1) 議会報告会の意見の取り扱いについてを議題といたします。

お手元の資料11をごらんいただきたいと存じます。

11月の議会報告会でいただいた意見の中で、当委員会所管の内容について、今後取り上げていくべき調査・研究等課題について御意見を賜りたいと存じます。

所管部分について抜き出してございますので、少しちょっと見ていただいて当委員会で調査、検討していくべき課題について、御意見を賜りたいと存じます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○委員長（澤野 伸君） 休憩を解きます。

いろいろと学生さんのほうからも御意見いただいておりますが、箇所的なお話も多々あるということで、今後議会報告会も順次学生さんとも進めていくという方向性も出されておりますので、その都度ちょっと様子を見ながら当委員会で特筆すべき課題がありますれば、またその都度対応していくということで、今回はこういった形で意見がなされたということの把握を各委員さんにしていただくということでのとどめおきとさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

[挙手する者なし]

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、そのような対応ということでよろしく願いをいたします。

あと、「議会のトビラ」に関しましては、少しちょっとまだ広報部会のほうとも打ち合わせをさせていただきますので、正・副委員長にちょっとお任せをいただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、続きまして(2)今後の議会報告会についてを議題とさせていただきます。

議会報告会につきましては、開催方法等の見直しを受けて、ことし秋の議会報告会は岐阜医療科学大学において全議員出席の上開催をいたしました。

お手元の資料12をごらんください。

来年春以降の議会報告会につきましては、先日開催いたしました広聴部会において、来年の春と秋の開催は決定いたしました。その手法につきましては各常任委員会で意見聴取を行うということになりましたので、委員の皆様から御意見を賜りたいと存じます。

来年の春行うということが決定をされました。内容につきましては意見を伺いたいということでの広聴部会のほうから伺っておりますので、アイデアをいただいて当委員会でのアイデアをまた広聴部会のほうに持ち込みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

例えば、当委員会で春何か課題について、こういった課題について市民の皆さんから意見を伺うような場にしたらどうか、テーマはこういったものがないだろうか、そういった御

意見がいただければ、できれば具体的な意見があれば。ただ、部会のほうで決定がおりますので、当委員会ですぐに決めたものがそのまま決定事項ということにはなりませんけれども、よろしくをお願いします。

○委員（川上文浩君） 部会長なので余り言うとなんかあれなんですけど、次の資料ナンバー13にあるように、この委員会の活動スキームの中の課題が前期からの引き継ぎ事項も含めて7件存在しているわけです。こういった課題をより深める、またそういった課題を解決していくためにこういった議会報告会という場を、委員会のこの課題、それぞれの委員会がそれぞれ持っています。特に我々でいうこれだけあるわけですけども、これに対して報告会にテーマを絡めて、深く掘り下げていった上で委員会のまとめというか、今後の活動方針とかというものにつなげていけるような場になればいいんじゃないかなあというふうに思っています、前回はそれから前々回もずっとやっているのは、広く、テーマはあるんですけども、何でもいいですよということになると、ちょっと散らかってくるというか、それは僕、秋に従来どおりのやり方でやってもいいのかなあと思っています、一遍はこういうことを、この委員会任期も8月10日までの任期になっていますので、そういう意味ではそういうふうに使えるといいかな。ただ、どういった方法がいいかというのはまだ漠然としておまして、広聴部会の中でもまとまり切っていないんですけども、委員会がこういったテーマを深く掘り下げるという意味でそういったやり方をしてもいいんじゃないかなあというふうには思っています。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

今の御意見を踏まえまして、少しちょっと委員の皆さんからも御発言を賜りたいと思いますが。

○委員（伊藤健二君） この当初予算に絡め、年1回春の開催でもよいと思うと。これはこれでこれもありかなというふうに私も賛成をしたい立場です。

だけど、1回しか議会報告会を、広報公開と呼べるものが1回しかというのはどうなのかという議論もあると思うんで、もう一つはテーマに応じて関係する市民、あるいは関心を持つ市民との間で深める、そのテーマの問題の所在だとか解決方策に向かってどういうことができるのかというのを検討するような、そういう交流会集会なのか市民意見の集約の場なのか、その辺はちょっとやり方とテーマによるんでしょうけど、もう一つそういう通常の議会報告会とは別のパターンをもう一つ、秋がいいかなあとは思いつつ、10月は風台風で忙しかったので、そういう時期に適切な時期を選んでもう一個やるという方法で議会報告会については考えていけるんじゃないかというふうに思います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

年に2回という形になりますかね。そのうちの一つはちょっとやり方を変えて、今まで、従来とはちょっと違う形でということですね。ありがとうございます。

他に御発言は。

特に今度春を予定していますので、何かそれに向かってのテーマですとか、1つ意見があ

ったのは、各委員会ごとで報告会を設けたらどうかという意見もあったんです。アイデアですけれども、例えば当委員会でテーマを設けて、このテーマでお話がしていただける方、集まってくださいよみたいな、各委員会ごとで行ってもおもしろいのではないかという御意見もありましたけれども、そういったことについても少しどうなのかということもいただきたいなあと思いますが、御意見ありましたら。

もし委員会で受けるとなると、このメンバーでテーマをつくって、お客さんも集めてということになりますけれども。

○委員（川上文浩君） スキームの課題の中で、やっぱりこれからちょっと問題になってくるであろうとあるのは、問題というか研究課題でもあるという地区センターの関係、それから太陽光発電設備ですね。田原議員が一般質問されていました太陽光発電設備の問題、それと自治会組織と外国籍市民と、この4つぐらいがこの委員会においては調査・研究、また広く市民意見を集約するものかな。これから絞り込んでいかなくちやいけないとは思うんですけども、これぐらい4つかなあというふうには思います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

少し、資料ナンバー13も踏まえながら、今お話しいただいても結構ですので、御意見、ちょっとリンクしていますので。

どうでしょうかね。

〔挙手する者なし〕

御発言もちょっとありませんので、私のほうからじゃあちょっと今いただいたような意見も踏まえながら広聴部会のほうに報告したいと思います。

次の議題で活動スキームをお話しさせていただきますが、課題について今4つほどが重点的に取り組む課題ではないかという御提案がございました。

この件についてはどうでしょうか。

〔挙手する者なし〕

よろしかったですかね。

じゃあ、これを柱にしながらか委員会でのテーマの可能性があるので部会に報告をさせていただきます。

議会報告会のやり方については、特段ちょっと意見が出なかったもので、広聴部会のほうでも具体的な提案はできませんけれども、もし委員会で受けるということであれば、この4つのうちのテーマでまた絞り込んで受けられる用意はあるというような格好で報告をしたいと思いますけれども。

○委員（川上文浩君） もう一点、やはり、ごめんなさい、ちょっとスキームにも入っているんですけども、各種団体との懇談会とかあって、そういうものも兼ねて市民の方々と各種団体の方もちょっと入ってもらって、その中でテーマについて対話していくということも一つ考えられるのかなというふうに思っています。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

各種団体との懇談会というのは今まで委員会で行っていますが、それを議会報告会と重ねてやるという方法という、今御意見だったと思います。こういったアイデアということでしたらどうかということですが、どうでしょうか。そういうやり方も検討のうちには入れてもいいということでもよろしかったですかね。

[「いいです」の声あり]

じゃあ、それも含めて提案をさせていただきますので、ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、(3)委員会活動スキームの進捗についてを議題といたします。

お手元の資料13をごらんください。

4の部分、スケジュールについて活動を進めさせていただいております。中間での今確認ということでの御報告とさせていただいておりますけれども、本日12月11日の土田渡多目的広場の視察もきょう行って、折り返していくというような形になろうかと思います。

先ほど川上委員よりもお話がありました各種団体の懇談会も年明けぐらいには考えていきたいというふうにも具体的にお示しをしていきたいというふうにも思っておりますので、御要望があればまた委員長、副委員長にも申し出ていただいて、具体的に日程等も組んでいきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全体、課題についても順次課題解決に向けての取り組みについてもあわせて行ってきたいというふうにも思っておりますので、その意見聴取の場という部分では各種団体との対応なのかと思ひますので、よろしくお願ひしたいというふうにも思ひます。

この件につきまして、特段何か御発言あればお伺ひいたしますけれども。

よろしかったですかね。中間での報告ということでもさせていただきたいと存じます。

よろしかったですかね。

[挙手する者なし]

あと、この件については終了とさせていただきますが、全体を通じて何か御発言があればお伺ひをいたしますが。

[挙手する者なし]

ありがとうございます。

以上で本日の建設市民委員会の案件は全て終了とさせていただきます。

[「委員長」の声あり]

○議会総務課長（梅田浩二君） 済みません、1つよろしいでしょうか。

○委員長（澤野 伸君） お願いします。

○議会総務課長（梅田浩二君） 大変済みません、1点確認をさせていただきたいんですが、先ほど一番冒頭で陳情の件を本会議で報告という話がございました。

私もちょっとそこまで考えていなかったんですが、一般的には委員長報告といいますと、議案の付託がございまして、付託議案の審議状況について報告をいただくと。その中で最後に陳情の件も言うていただければよろしいのかなというふうにも思っておったんですが、今回、

この建設市民委員会に付託された議案がございませんので、一般的には今回ですと委員長報告に建設市民委員長は発言の機会が普通ですとないということで、そこを割り込んでその件を言われるのかどうかということがございまして、そういったことを含めてちょっと確認だけさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） ちょっと暫時休憩で。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時32分

○委員長（澤野 伸君） じゃあ、この件につきましては、ちょっと委員長、副委員長に一任いただきまして、運用ルール、それから規定等も含めて、私のほうでまた局長とよく相談させていただきます。

可能であれば、委員長報告をさせていただきます。どの規定に基づいて報告ができるということを明確にできれば、提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

もし万が一のことがありましたら、また皆さんに報告はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。基本線は報告をするということですのでよろしくお願いいたします。

それでは、11時40分に正面玄関に御集合ください。よろしくお願いいたします。

閉会 午前11時33分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月11日

可児市建設市民委員会委員長